

2020年12月21日

内閣府特命担当大臣(男女共同参画、女性活躍担当)

橋本 聖子 様

aware^{ve}アウェア 代表 山口のり子
デートDV防止全国ネットワーク代表理事兼務
DV加害者更生教育プログラム全国ネットワーク代表兼務
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-11-1 ヤサカビル 402
Tel:03-6272-8770 Fax:03-6272-8771
info@aware-jp.com <https://aware-jp.com>

DV加害者対策の法制化とデートDV防止教育の義務化を求める要望書

犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるDVは、貴内閣府の調査でも、3人に1人の女性が配偶者から、5人に3人の女性が同居する交際相手から、5人に1人の女性が交際相手から、5人に1人の子どもが親からの被害を経験しています。DV相談件数は11万人を超えていますが、現時点では、逮捕者も含めて、再発防止策が講じられておらず、大半の加害者が野放しのままです。私たちは、DV被害者の安全と安心、そしてDVにさらされる子どもたちの福祉の向上、およびDV防止のために、直ちに下記の施策の実現を要望します。

1. DV加害者に責任逃れさせないために、更生教育プログラム受講を義務付ける法制化を実施すること。

同調査では、DV被害女性の7割が別れない選択をしています。現在のDV被害者支援事業は加害者から離れることに重点を置いており、彼女たちのニーズに十分応えているとはいえません。スライド資料① 彼女たちは、経済的不安、追跡の恐怖、子どもから父親を奪いたくない、DVさえなければいっしょにいてもよいかなど、悩み、迷いながら、同居を続けたり、別居しても関係を保ち続けたりしています。そして加害者が変わることを望んでいます。加害者が変わらなければ、被害者と子どもに安全と安心は訪れません。現在空白の加害者対策を支援事業のなかにただちに組み込む必要があります。被害者支援の一環としてすでに多くの国で実施されている、裁判所命令などで加害者に更生教育プログラムを受講させる法制度と受け皿が日本にも必要です。国は専門的な技量の蓄積のある民間団体と連携してその仕組みを作ってください。スライド資料②

2. すべての子どもがデートDV防止教育を受けることを保証すること

「デートDV防止教育」とは、子どもたちがDVの加害者にも被害者にもならないよう未然に防止をするための教育です。デートDVは、10代のカップルの3組に1組で起きている(注1)身近な問題であると同時に、エスカレートすると、配偶者間のDV同様、相手を殺してしまうこともある深刻な問題です。デートDVのある関係では性暴力が発生しやすいため、望まない妊娠が起きやすく、女性の貧困や悪条件での子育ての原因ともなります。国連は、デートDV防止教育が、DVをなくすための効果的な施策であると勧告しています(注2)。この教育がすべての子どもに保障されるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」を次のように改正して、デートDV防止教育の実施を国や地方公共団体に義務付けてください。

- (ア) 第24条の「DVに関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする」努力義務を、「すべての国民、特に子どもに十分なDV防止のための教育が保証されなければならない」など、義務とする旨を規定すること。
- (イ) DV防止教育の内容は、子どもが身近な問題として認識できるように、専門的な技量の蓄積のある民間団体と連携して策定してゆくこと。
- (ウ) DV防止教育は、韓国、台湾、欧米など海外の先進的な施策を参考にし、義務教育及び高等学校過程等において、年間カリキュラムに組み込まれるようにすること。

3. すべての女性、LGBT、男性が女活躍できる社会の実現を妨げるDV、性暴力、セクハラなどの「ジェンダーに基づく暴力」への対策を最重点政策に引き上げ、ジェンダー平等を押し進めること。


国連等では、これらを「ジェンダー(性別役割)が基で起こる暴力」と定義し、その真の解決のために、被害者や加害者への直接支援や処罰にとどまらず、全社会的な女性、LGBT、男性のジェンダー平等の達成を促進することが、世界の潮流となっています。日本もこの流れに合流し、国の義務として、国連のSDGsの目標であり手段でもあるジェンダー平等政策と、次世代を担う子どもたちへのジェンダー平等教育の推進を切望します。スライド資料③④(注4)

別れない選択をする被害者

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(2017年)

DVの被害にあった女性で

・別れた人	12.6%
・別れたいと思ったが別れなかった	44.5%
・別れたいと思わなかった	26.7%



加害者と別れていない女性 7割

このような女性たちへの支援が必要


©aware 1

1

アウェア DV加害者プログラム

教育プログラム

- ・治療ではない。カウンセリングでもない
- ・グループで行う教育と訓練
- ・52回以上通うこと(卒業はない)




プログラムの目的

- ・DVは「相手を支配するため」に手段として「自分が選択した行為である」ことに気づいてやめる
- ・そのために価値観を変える
- ・DVした結果に向き合ってその責任をとる
- ・相手を尊重する方法を学び実行する

©aware 2

2

DVの背景に男性優位の社会構造 日本は平等後進国



**2019年(153か国中)
日本:121位**

120位:アラブ首長国連邦、122位:クウェート
政治(125位)衆議院、女性10%
経済(117位)女性の貧困化
2人に1人が非正規雇用

©aware 3

3

SDGs:世界は性の平等を目指している

G5(ジェンダー平等)の実現のためには
すべての女性と女子(特に思春期)に
エンパワーメントを!
ジェンダー平等は目的であり手段
すべてのゴールでジェンダー主流化を



©aware 4

4

参考

注1：2016年認定NPO法人エンパワメントかながわ「全国デートDV実施調査」より

注2：UN Women 公式HP上の「女性に対する暴力の防止」の項目より

(しかし、女性と少女に対する暴力を根絶する最善の策は、暴力の根本と構造的原因に取り組むことによって、まず暴力が起こらないようにすることである。)

・Prevention should start early in life, by educating and working with young boys and girls promoting respectful relationships and gender equality.

(防止対策は、互いの尊重とジェンダー平等を育むよう青少年少女を教育し、共に取り組むことによって、人生の早い段階で開始すべきである。)

(公的政策や介入は見過ごしがちだが、この青少年少女の段階はジェンダー平等をめぐる価値観や規範が形成される重要な時期である。))

注3：台湾の3つの義務教育プログラム

① ジェンダー平等教育法 (Gender Equity Education Act)

17条：教育機関は生徒がその能力を活かせるように、ジェンダー平等教育を課程に導入し、活動を策定するものとする。また教育機関が生徒に対し、その性別によって異なる扱いをすることは許されない。小、中学校は、ジェンダー平等教育を全課程に組み入れ、毎学期、4時間以上実施しなければならない。高校と短期大学、5年制プログラムでは、最初の3年間において、ジェンダー平等教育をその課程に組み込まなければならない。

② DV防止法 (Domestic Violence Prevention Act)

60条：小、中、高校、専門学校は毎年4時間以上のDV防止講座を設定しなければならない。

③ 性暴力犯罪防止法 (Sexual Assault Crime Prevention Act)

小、中学校全ての学年で性暴力予防に関して毎年4時間以上講座を受けなければならない。

注4：第57回国連女性の地位委員会会合「女性と少女に対するあらゆる暴力の根絶と予防について」の合意事項

(CSW57, 2013) Section B, kk~mm <https://www.unwomen.org/en/csw/previous-sessions/csw57-2013>

第57回国連女性の地位委員会会合では、女性と少女に対するあらゆる暴力の根絶と予防について、すべての子どもたちに啓発することが合意されている。Section Bは包括的な予防策について述べていて、暴力を根絶するために暴力の根本的な構造的な原因であるジェンダーに関する規範やステレオタイプ等をなくす教育を、すべての青少年少女に対して行うこと、関わる教育者、親、地域への研修など、官民協力した啓発教育活動への関わりと連携に言及している。